

令和5年度第10回教育委員会会議日程

開催期日 令和5年11月27日(月)

開催時間 16時00分

開催場所 芽室町役場2階第7会議室

開 会

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 前会議録の承認
- 日程第3 教育長の報告
- 日程第4 報告第19号 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件
- 日程第5 報告第20号 芽室町奨学金貸付の件(非公開)
- 日程第6 報告第21号 区域外就学認定の件(非公開)
- 日程第7 報告第22号 就学指定校変更(学校選択)認定の件(非公開)
- 日程第8 報告第23号 中学校生徒会との「オンライン教育委員会・子どもトーク」
実施の件
- 日程第9 議案第26号 芽室町奨学金の償還免除決定の件(非公開)
- 日程第10 議案第27号 芽室町教育支援委員会具申の件(非公開)
- 日程第11 議案第28号 令和4年度「教育に関する事務の管理及び執行の状況につ
いての点検及び評価の報告書」提出の件
- 日程第12 議案第29号 芽室町奨学金貸付条例施行規則中一部改正の件
- 日程第13 議案第30号 令和5年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する
意見申し出の件(非公開)
- 追加日程第1 議案第31号 芽室町教育委員会事務局管理職員等任免の件
- 日程第14 協議案第1号 小中学校冬季休業期間における図書館繰上開館の件

閉 会

日程第 4

報告第 19 号

就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件

学校教育法第 19 条に規定する経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、要保護及び準要保護児童生徒認定要領に基づき、必要な援助を行うこととしたので、報告します。

令和 5 年 11 月 27 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

令和5年度就学援助認定総括表(10月認定者)

(令和5年10月31日現在)

申請世帯	1	世帯
認定保留世帯		世帯
認定世帯	1	世帯
要保護世帯		世帯
準要保護世帯	1	世帯
経済的困窮世帯	1	世帯
児童扶養手当受給世帯		世帯
生活保護廃止世帯		世帯
町民税非課税・減免世帯		世帯
国民年金保険料免除世帯		世帯
生活福祉資金貸付世帯		世帯
不認定世帯		世帯
認定廃止世帯		世帯

◎準要保護認定者数一覧 (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校				1			1
上美生小学校							0
芽室西小学校							0
芽室南小学校							0
合計	0	0	0	1	0	0	1

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校				0
上美生中学校				0
芽室西中学校				0
合計	0	0	0	0

◎要保護認定者数一覧

学校名\学年	小5	小6	中3	計
上美生小学校				0
芽室西小学校				0
芽室中学校				0
芽室西中学校				0
合計	0	0	0	0

合計

●準要保護不認定者数一覧 (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校							0
上美生小学校							0
芽室西小学校							0
芽室南小学校							0
合計	0	0	0	0	0	0	0

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校				0
上美生中学校				0
芽室西中学校				0
合計	0	0	0	0

合計

○児童扶養手当受給認定者数 (小学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
						0
						0
						0
						0
0	0	0	0	0	0	0

(中学校)

1年	2年	3年	計
			0
			0
			0
0	0	0	0
合計			0

令和5年度就学援助認定総括表

(令和5年10月31日現在)

申請世帯	134	世帯
認定保留世帯		世帯
認定世帯	118	世帯
要保護世帯	2	世帯
準要保護世帯	116	世帯
経済的困窮世帯	45	世帯
児童扶養手当受給世帯	69	世帯
生活保護廃止世帯	1	世帯
町民税非課税・減免世帯		世帯
国民年金保険料免除世帯	1	世帯
生活福祉資金貸付世帯		世帯
不認定世帯	15	世帯
認定廃止世帯	1	世帯

◎10年間の認定世帯数等状況

年度	申請	認定	不認定	要保護	認定率
26	264	232	32	5	17.6
27	247	210	36	11	16.3
28	237	201	32	3	16.5
29	228	199	26	2	16.6
30	194	167	27	4	13.7
31	205	170	30	3	14.7
2	189	165	23	0	14.3
3	159	142	17	1	12.4
4	157	138	19	4	12.0
5	134	118	15	2	10.6

(内数)

◎準要保護認定者数一覧(7月25日現在) (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	10	11	9	9	17	9	65
上美生小学校							0
芽室西小学校	6	6	4	4	7	3	30
芽室南小学校							0
帯広栄小学校						1	1
合計	16	17	13	13	24	13	96

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	11	15	22	48
上美生中学校		1	1	2
芽室西中学校	1	7	8	16
合計	12	23	31	66
合計				162

合計

●準要保護不認定者数一覧(7月25日現在) (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	2	1	1	4		2	10
上美生小学校							0
芽室西小学校	1	1			2	1	5
芽室南小学校				1		1	2
合計	3	2	1	5	2	4	17

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	2		2	4
上美生中学校				0
芽室西中学校	2	1		3
合計	4	1	2	7
合計				24

合計

○児童扶養手当受給認定者数 (小学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
6	5	7	1	8	3	30
						0
4	3	4	2	2	1	16
						0
						0
10	8	11	3	10	4	46

(中学校)

1年	2年	3年	計
6	11	11	28
	1		1
	7	5	12
6	19	16	41
合計			87

合計

○要保護世帯

芽室小学校 6年 2人

○要保護の停止・廃止

芽室小学校 2年 1人
5年 1人
6年 1人

○国民年金保険料免除世帯

芽室小学校 4年 1人

○学校教育法（関係条文抜すい）

（昭和二十二年三月三十一日）

（法律第二十六号）

第一次吉田内閣

第十九条 経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

（平一九法九六・追加）

要保護及び準要保護児童生徒認定要領

第1 目的

学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の定めるところにより、経済的理由によって就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し必要な援助を行い、義務教育の機会均等を図ることを目的とする。

第2 援助対象者

芽室町に居住し、芽室町立の小学校又は中学校に在学又は就学予定の児童生徒の保護者で、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護及び要保護に準じる程度に困窮していると教育委員会が認める保護者に対して援助する。

第3 認定基準

1 要保護児童生徒

生活保護法第6条第2項に規定する要保護者の児童生徒

2 準要保護児童生徒

(1) 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者の児童生徒

- ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた者
- イ 町民税の非課税又は減免を受けた者
- ウ 個人事業税の減免を受けた者
- エ 固定資産税の減免を受けた者（新築住宅の減免は除く）
- オ 国民年金保険料の掛金の減免を受けた者
- カ 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けた者
- キ 児童扶養手当の支給を受けている者
- ク 生活福祉資金の貸付けを受けた者

(2) (1)に定める者以外の者で、次のいずれかに該当する者の児童生徒

- ア 生活の中心となる者又は家族が長期療養中のため経済的に困窮している場合
- イ 不慮の災害のために経済的に困窮している者
- ウ 会社・商店などの倒産又は勤務先の賃金不払等の理由により経済的に困窮している場合
- エ 年間収入額が特に少ないため経済的に困窮している場合
- オ その他特別な事情により著しく経済的に困窮している場合

(3) (2)に定める者の認定方法

ア 給与所得者の場合

「収入金額」から「生活保護法に規定する勤労に伴う必要経費の額（以下

「基礎控除額」という。)」を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に1.3を乗じて得た額未満とする。

イ 給与所得者以外の者の場合

「所得金額」を給与所得者の「給与控除所得後の額」相当額とみなして、これに当該給与所得控除額に相当する額を加算して得た額を「収入金額」とみなす。当該「収入金額」から「基礎控除額」を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に1.3を乗じて得た額未満とする。

ウ (2)ア、イ、ウについては、現状の収入状況等や事情を十分に考慮し、必要に応じて、福祉事務所の長及び民生委員等の助言を求めることができる。

3 「需要額」及び「基礎控除額」については、別に定める。

第4 認定の取扱

1 認定の開始

認定の開始時期は次の各号による。

- (1) 教育委員会が定める年度当初の申請によるものは、4月から開始する。
- (2) (1)に定める受付期間経過後の申請によるものは、申請日の属する月の翌月から開始する。

ただし、申請の遅延が申請者の責によらないことが明らかであると認められるときは、4月から開始する。

- (3) 前住地で認定を受けていた者が転入してきた場合で、転入した月に申請があったときは、申請日の属する月から開始する。
- (4) 生活保護の停止又は廃止の措置をうけ、引き続き就学援助の申請をした者は最後に生活保護費を受給した月の翌月から開始する。

2 認定の廃止

次の各号に掲げる事由が発生したときには、その事由が発生した日の属する月をもって、認定を廃止する。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 町外へ転出したとき
- (2) 第3に定める認定基準に該当しなくなったことが明らかであるとき
- (3) 申請者から辞退の申出がされたとき

3 認定の取消

次の各号に掲げる事由が発生したときは、認定を取消することができる。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請であることが判明したとき

(2) 申請者から取下の申出がなされたとき

第5 就学援助費の給与基準

給与基準額は、要保護児童生徒援助費補助金の単価に準じ、予算の範囲で教育委員会が定める額とする。

第6 委任

この要領のほか就学援助に関し、必要な事項については教育長が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 芽室町就学援助認定事務取扱要領（平成5年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(平成20年4月25日決定)

附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(平成20年8月22日決定)

附 則

この要領は、決定の日から施行する。(平成29年11月30日決定)

日程第 5

報告第 20 号

芽室町奨学金貸付の件（非公開）

芽室町奨学金貸付条例第 5 条第 2 項の規定に基づき、奨学金の貸付けを行うことと
したので、報告します。

令和 5 年 11 月 27 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

○芽室町奨学金貸付条例（抜すい）

平成30年3月12日条例第6号

第5条 町長は、前条の申請があったときは、貸付けの適否を決定し、申請者に通知するものとする。

2 町長は、貸付けの適否を決定したときは、教育委員会に報告するものとする。

芽室町奨学金貸付対象者の選考基準

平成9年3月

教育委員会訓令第1号

- 1 芽室町奨学金貸付条例(平成29年芽室町条例第2号)第2条第1号に定める「経済的理由により奨学金を必要とする」の判定は、第2項及び第3項の基準により行う。
- 2 申請者の保護者の属する世帯の年間収入(所得)が、次表の日本政策金融公庫貸付基準以下の者とする。

子供の人数(注)	給与所得者の年間収入	事業所得者の年間所得
1人	7,900千円以下	6,000千円以下
2人	8,900千円以下	6,900千円以下
3人	9,900千円以下	7,900千円以下
4人	10,900千円以下	8,900千円以下
5人	11,900千円以下	9,900千円以下
6人	12,900千円以下	10,900千円以下
7人	13,900千円以下	11,900千円以下
8人	14,900千円以下	12,900千円以下
9人	15,900千円以下	13,900千円以下
10人	16,900千円以下	14,900千円以下

(注)「子供の人数」とは年齢、就学の有無に関わらず、申請者の保護者が扶養している子供の人数をいう。

3 前項で定める基準に該当しない場合でも、申し出により次表のいずれかに該当する場合は、これを認める。

許 可 基 準	提 出 書 類
生活の中心となる者が、死亡、重度心身障害の状況又は長期療養中(1か月以上)のため経済的に困窮している場合	・死亡した状況がわかる書類 (死亡届の写し等) ・診断書
災害等により住宅、家屋に大きな損失(半壊、半焼、床上浸水以上の被害)があり、経済的に困窮している場合	被害の状況がわかる書類 (罹災証明書の写し等)
生活の中心となる者の勤務先の倒産等の理由により経済的に困窮している場合	雇用保険被保険者離職票の写し等
その他特別な事情により著しく経済的に困窮している場合	教育委員会が必要と認める書類

平成13年3月27日改定

平成13年4月 1日適用

平成14年4月 1日改定

平成14年4月 1日適用

平成16年4月 1日改定

平成16年4月 1日適用

平成21年4月 1日改定

平成21年4月 1日適用

平成30年2月 8日改定

平成30年3月12日適用

令和 2年4月 1日改定

令和 2年4月 1日適用

令和 3年4月 1日改定

令和 3年4月 1日適用

日程第 6

報告第 2 1 号

区域外就学認定の件（非公開）

学校教育法施行令第 9 条第 1 項の規定に基づく区域外就学の認定について、報告します。

令和 5 年 1 1 月 2 7 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

○学校教育法施行令（関係条文抜すい）

（昭和二十八年十月三十一日）

（政令第三百四十号）

（区域外就学等）

第九条 児童生徒等のうち視覚障害者等以外の者をその住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校(併設型中学校を除く。)以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

2. 市町村の教育委員会は、前項の承諾(当該市町村の設置する小学校又は中学校(併設型中学校を除く。)への就学に係るものに限る。)を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

(昭三六政二九一・昭五三政三一〇・平一〇政三五五・平一〇政三七二・平一四政一六三・平一九政五五・一部改正)

区域外就学許可基準

芽室町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、学校教育法施行令第9条に規定する区域外就学について、保護者の申し出により、次の条件と基準表に該当する場合はこれを許可する。

<条件>

1. 保護者が指定校変更後の通学経路・通学方法を明確にした上で、通学途中の安全について責任を負うこと。
2. 学校施設の運営上問題がないと判断されること。
3. 教育委員会が必要と認めた書類等が添付されていること。

事 由		許可基準	許可期間	必要書類等
1	途中転出	在学中に町外へ転出した場合で、引き続き在籍校に通学することを希望する場合	卒業まで	印鑑
	上記以外の学年		学期末まで	
2	転入予定	転入予定地の通学区域指定校に、あらかじめ通学を希望する場合	転入するまでの期間	印鑑・住民票 建築確認書・売買契約書・工事契約書・賃貸借契約書等事実を証することができる書類
3	兄弟が指定校とは別の学校に在籍している場合	兄弟が在籍する学校に弟妹も兄弟と同じ学校に通学を希望する場合	兄弟が卒業まで（ただし、兄弟が卒業時、小学校5年生及び中学校2年生の場合は、卒業まで）	印鑑
4	身体的理由	病気治療または心身上の理由がある等教育的配慮が必要な場合	教育委員会が必要と認めた期間	印鑑 医師の診断書
5	いじめ・不登校	在籍校でいじめ・不登校の解消ができず指定校以外の学校への通学を必要とする場合	学校長と協議して定める	印鑑 学校長の意見書
6	その他 ・ 家庭の事情 ・ 天災等 ・ 遠距離通学	教育委員会が認める場合	その都度定める	教育委員会が指示するもの

適用年月日 平成19年4月1日

日程第7

報告第22号

就学指定校変更（学校選択）認定の件（非公開）

芽室町立小、中学校通学区域制度の弾力的運用に関する要綱第7条の規定に基づく
就学指定校の変更について、報告します。

令和5年11月27日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

芽室町立小、中学校通学区域制度の弾力的運用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、芽室町立小、中学校通学区域に関する規則（昭和49年教育委員会規則第2号）で定める通学区域以外の芽室町立小学校及び中学校（以下「学校」という。）への就学を、保護者の希望で選択可能とすることにより、学校の通学区域制度の弾力的運用を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 通学区域以外の学校へ通学できる者は、芽室町内に住所を有する就学予定者及び在校生とする。

(定義)

第3条 この要綱において使用する用語の意味は、学校教育法（昭和22年法律第26号）及び学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 特定地域 就学予定者及び在校生の現住所に係る通学区域の学校（以下「指定校」という。）に通学するよりも隣接する学校へ通学することにより、通学距離が短縮される地域で教育委員会が定める地域（別表）をいう。

(2) 隣接校 指定校に隣接している芽室西小学校及び芽室西中学校をいう。

(3) 受入可能人数 学校の施設状況、将来の人口予測等を考慮し、教育委員会が別に定めるところにより、特定地域からの就学予定者及び在校生を受け入れることができる人数をいう。

(学校選択)

第4条 次に掲げる者の保護者で通学区域以外の学校への就学を希望する者は、隣接校を選択（以下「学校選択」という。）することができる。

(1) 芽室町内の特定地域に住所を有し、学校の第1学年に入学する者

(2) 芽室町内の特定地域に転入し、学校へ転入学する者

(3) 第1号で隣接校の入学を希望した者の兄又は姉

(申請)

第5条 保護者が前条の規定による学校選択を行う場合は、学校選択希望申請書（第1号様式）を教育委員会へ提出しなければならない。

2 前項の申請は、教育委員会が別に定める期間内にしなければならない。

(申請取下げ)

第6条 前条の規定により申請をした保護者は、当該申請を取り下げる場合は、教育委員会が別に定める期間内に、学校選択希望申請取下げ書（第2号様式）を教育委員会に提出するものとする。

(就学指定)

第7条 保護者が学校選択を申請した場合、教育委員会は原則として当該選択校を就学すべき学校として指定するものとする。

(抽選)

第8条 教育委員会は、前条の規定にかかわらず受入可能人数を超える申請があった場合には、公開による抽選により決定するものとする。

2 教育委員会は、抽選を実施する場合は保護者にその旨を通知するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成26年4月1日以降に学校選択する者から適用する。(平成25年9月10日決定)

別表 (第3条関係)

特 定 地 域	
通学区域	幸町区 柏木町区 北町区 弥生西町区 弥生北町区の一部(芽室町東1条10丁目から芽室町東6条10丁目4～8番地まで)

日程第8

報告第23号

中学校生徒会との「オンライン教育委員会・子どもトーク」実施の件

中学校生徒会との「オンライン教育委員会・子どもトーク」を実施しようとするものであります。

令和5年11月27日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

中学校生徒会との「オンライン教育委員会・子どもトーク」 実施要領

1 目的

生徒が日頃感じている学校教育や町づくりなどについて、オンラインにより教育委員会と意見交換を行う中で、生徒に「生きる力」をはぐくむ教育行政の改善・充実を図る。

2 内容

- (1) 各中学校の生徒会から2名を選出願う。
- (2) 会議はZoomを利用したオンラインで実施する。
- (3) 顔合わせ、教育委員会制度及び協議テーマを確認するために、事前研修を実施する。(オンライン接続テストを兼ねる)
- (4) 事前研修は1月中の放課後に実施し、本研修は2月中の放課後に実施する。(日程は後日調整)
- (5) 研修終了後に感想を報告してもらう。

3 事前研修(顔合わせ・教育委員会制度・協議テーマの確認)

- (1) 日時 令和6年1月下旬 16時00分～17時00分
- (2) 場所 芽室町役場
- (3) 出席者 金須教育総務係長、金沢教育総務係主任、
市原教育総務係主事

4 本研修(教育委員会とのトーク)

- (1) 日時 令和6年2月26日(月)(予定) 16時00分～17時15分
- (2) 場所 生徒(各学校)、教育委員(芽室町役場2階応接・会議室)
- (3) 出席者 程野教育長、鳥本教育長職務代理者、福井委員、松久委員、
土井委員、有澤教育推進課長、江崎生涯学習課長、
他事務局職員

◎「郷育・夢育」等を踏まえ、次のテーマを中心に協議する。

- (1) 学校の教育や学校生活の課題、町への要望について
- (2) 「めむろ」の未来及び将来の夢について
- (3) 教育委員会委員からの質問事項について

日程第9

議案第26号

芽室町奨学金の償還免除決定の件（非公開）

芽室町奨学金貸付条例第11条第1項の規定に基づき、償還免除の決定をしようとするものであります。

令和5年11月27日提出

芽室町教育委員会教育長 程野 仁

○芽室町奨学金貸付条例

平成29年3月7日条例第2号

(償還の免除)

第11条 町長は、奨学生が次の各号のいずれにも該当するときは、償還の一部を免除することができる。

- (1) 高等教育機関等を卒業した年度の翌年度以降から、芽室町内に2年以上居住していること。
- (2) 償還免除決定時に芽室町内に居住していること。
- (3) 町民税の課税対象であること。
- (4) 町税及び国民健康保険税を完納していること。
- (5) 当該年度までに償還の遅延がないこと。

2 町長は、奨学生が死亡又は重度心身障害の状態にある等により奨学金の償還が不能となったときは、その償還の全部又は一部を免除することができる。

(償還の延長又は免除の申請)

第12条 償還の延長又は免除を受けようとする奨学生又はその遺族は、規則で定める書類を町長に提出しなければならない。

(償還の延長又は免除の決定及び通知)

第13条 町長は、前条の申請があったときは、教育委員会に諮って償還の延長又は免除の適否を決定し、当該奨学生に通知するものとする。

(償還免除)

第9条 償還を免除することができる条件は、条例第11条第1項に規定するもののほか、次の各号のとおりとする。

- (1) 同項第1号に規定する償還免除の対象者は、毎年9月30日を基準に2年以上芽室町に居住している者とする。
- (2) 償還免除の対象となる期間は、最大3年とする。
- (3) 償還の免除を受けた者が、芽室町から転出した場合は、償還期間中に再度転入した場合でも、償還免除の対象にはならない。
- (4) 償還免除額は、年間返還金額の2分の1とする。

(償還の延長又は免除の申請)

第10条 条例第12条の規定により償還の延長又は免除を受けようとする者（以下「延長又は免除申請者」という。）は、償還延長・免除申請書（第14号様式）を町長に提出するものとする。

2 条例第11条第1項の規定により償還の免除を申請するときは、前項に加えて延長又は免除申請者の当該年度の課税を証明する書類を町長に提出しなければならない。

(償還の延長又は免除決定の通知)

第11条 条例第13条の規定により免除の延長又は免除を決定したときは、償還延長・免除決定通知書（第15号様式）により延長又は免除申請者に通知するものとする。

(償還の延長又は免除決定の取消し)

第12条 町長は、償還の延長又は免除を受けることが決定した者（以下「延長・免除決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該年度における償還の延長・免除の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 償還延長・免除決定通知書発行の日までに延長又は免除の対象となる条件を満たさなくなったとき。
 - (2) 償還の延長又は免除の決定の内容又はこの規則の規定若しくは規定に基づく指示に違反し、又は従わないとき、その他偽りや不正の手段により償還の延長又は免除を受けたとき。
- 2 町長は、前項の規定による取消しを決定したときは、その旨を償還延長・免除取消通知書（第16号様式）により延長・免除決定者に通知するものとする。
- 3 第1項により免除の取消しが決定した延長・免除決定者は、取消しが決定した年度の翌年度以降に同じ条件による償還の免除を申請することができない。

日程第10

議案第27号

芽室町教育支援委員会具申の件（非公開）

芽室町教育支援委員会の審査結果に基づく具申がありましたので、心身障害児童に対し、能力に応じた教育が受けられるよう適正な就学指導をしようとするものであります。


令和5年11月27日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

令和5年10月20日

芽室町教育委員会
教育長 程野 仁 様

芽室町教育支援委員会
委員長 塩田 直之



特別支援学級等への入級について（具申）

令和5年度第1回芽室町教育支援委員会の協議結果について、関係書類を付して具申します。

記

- 1 特別支援学級等に入級する児童・生徒の適否の判断について
別紙のとおり
- 2 添付書類 就学先決定シート
別紙のとおり

日程第 1 1

議案第 2 8 号

令和 4 年度「教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検
及び評価の報告書」提出の件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 6 条の規定に基づき、令和 4 年度の
教育委員会の活動状況や事務事業の点検・評価の報告書を芽室町議会に提出しようと
するものであります。

令和 5 年 1 1 月 2 7 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

令和4年度

教育に関する事務の管理及び執行の
状況についての点検及び評価の報告書

令和5年11月

芽室町教育委員会

はじめに

平成 19 年 6 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表することが規定されました。

本報告書は、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに町民に対する説明責任を果たすために、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 26 条の規定に基づき、令和 4 年度の教育委員会の活動状況や事務事業の点検・評価を実施し、報告するものです。

この点検・評価は、「第 5 期芽室町総合計画」の前期実施計画中、「基本目標 2 心豊かで輝く人と文化を育むまちづくり」に定める施策に沿って、毎年度、点検・評価を実施することとしています。

令和 5 年 11 月

芽室町教育委員会

(参考) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

目 次

第1章 教育委員会の活動状況

	ページ
1 教育委員会の会議の開催状況	1
2 条例、規則等の制定、改廃及び計画等の策定の状況	6
3 教育委員の活動状況	8
4 附属機関等の開催状況	9
5 教育関係の表彰	12
6 教育委員会の組織	13
7 教育委員会事務局の事務分掌	14

第2章 施策マネジメントシートによる評価

1 学校教育の充実	19
2 社会教育の推進	22
3 地域文化の振興	24
4 スポーツしやすい環境づくり	26

第3章 芽室町教育振興基本計画における位置付け及び達成目標等

1 芽室町教育振興基本計画施策項目及び成果指標実績	31
---------------------------	----

第1章

教育委員会の活動状況

1 教育委員会の会議の開催状況

芽室町教育委員会の会議は原則として公開で、毎月1回開催しています。

この会議においては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び芽室町教育委員会会議規則に基づき、教育長及び教育委員が教育行政に関する基本的な方針の決定や教育委員会規則の制定、職員の任免に関することなど、教育に関するさまざまな議題について審議しました。

令和4年度は次のとおり開催しました。

期 日	番 号	付 議 案 件
令和4年 4月25日	報告第 1 号	芽室町奨学金貸付の件
	報告第 2 号	区域外就学認定の件
	議案第 1 号	芽室町教育支援委員会委員委嘱の件
	議案第 2 号	芽室町教育研究所職員委嘱の件
	議案第 3 号	芽室町立学校における学校運営協議会委員委嘱の件
	議案第 4 号	芽室町社会教育委員委嘱の件
	議案第 5 号	芽室町図書館協議会委員委嘱の件
	議案第 6 号	財産取得（GIGAスクール関連備品購入）の件
	議案第 7 号	令和4年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申出の件
令和4年 5月26日	議案第 8 号	契約締結（町営水泳プール等整備工事）の議案に対する意見申出の件
	報告第 3 号	就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件
	報告第 4 号	芽室町奨学金貸付の件
	議案第 9 号	教育委員会委員の学校訪問実施の件
	議案第 10 号	芽室町教育振興基本計画策定委員会委員委嘱の件
令和4年 6月13日	議案第 11 号	芽室町学校給食運営協議会委員委嘱の件
	議案第 12 号	芽室町生涯学習計画策定委員会委員委嘱の件
令和4年 6月29日	議案第 13 号	令和4年度芽室町議会定例会6月定例会議教育委員会所管一般質問の件
令和4年 6月29日	報告第 5 号	就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件
	報告第 6 号	芽室町奨学金貸付の件

令和4年 6月29日	報告第 7 号	区域外就学認定の件
令和4年 7月20日	報告第 8 号	就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件
	報告第 9 号	芽室町奨学金貸付の件
	報告第 10 号	区域外就学認定の件
	報告第 11 号	教育委員会学校訪問実施に伴う所感の件
	議案第 14 号	町長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則中一部改正に対する意見申し出の件
	議案第 15 号	公印規程中一部改正に対する意見申し出の件
	議案第 16 号	教育委員会の課長が補助執行する事務を処理する分掌事務を定める規程中一部改正の件
令和4年 8月31日	議案第 17 号	令和4年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の件
	報告第 12 号	就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件
	報告第 13 号	芽室町奨学金貸付の件
	議案第 18 号	令和5年度使用小学校用教科用図書採択の件
	議案第 19 号	令和5年度使用中学校用教科用図書採択の件
	議案第 20 号	令和5年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書採択の件
	議案第 21 号	令和4年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果掲載の件
	議案第 22 号	請負変更契約締結（町営水泳プール等整備工事）の議案に対する意見申し出の件
令和4年 9月12日	議案第 23 号	条例改正（芽室町地域体育館設置及び管理条例中一部改正）の議案に対する意見申し出の件
	議案第 24 号	令和4年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の件
令和4年 9月28日	議案第 25 号	令和4年芽室町議会定例会9月定例会議教育委員会所管一般質問の件
	議案第 26 号	令和4年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の件
令和4年 9月28日	報告第 14 号	芽室町教育委員会委員に係る議会同意の件

令和4年 9月28日	報告第 15 号	就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件
	報告第 16 号	芽室町奨学金貸付の件
	議案第 27 号	芽室町私立高等学校生徒授業料補助認定の件
	議案第 28 号	令和4年度全国学力・学習状況調査結果の広報誌掲載の件
令和4年 10月26日	報告第 17 号	教育長職務代理者指名の件
	報告第 18 号	芽室町奨学金貸付の件
	議案第 29 号	芽室町私立高等学校生徒授業料補助認定の件
令和4年 11月28日	報告第 19 号	芽室町奨学金貸付の件
	議案第 30 号	芽室町奨学金の償還免除決定の件
	議案第 31 号	令和3年度「教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の報告書」提出の件
	議案第 32 号	財産取得（温水プール等備品購入（その1））の件
	議案第 33 号	財産取得（温水プール等備品購入（その2））の件
	議案第 34 号	令和4年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の件
令和4年 12月12日	報告第 20 号	中学校生徒会の「オンライン教育委員会・子どもトーク」実施の件
	議案第 35 号	令和4年芽室町議会定例会12月定例会議教育委員会所管一般質問の件
	議案第 36 号	令和4年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の件
令和4年 12月26日	報告第 21 号	就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件
	報告第 22 号	区域外就学認定の件
	報告第 23 号	就学指定校変更（学校選択）認定の件
	報告第 24 号	令和5年度全国学力・学習状況調査への参加及び協力についての件
	議案第 37 号	芽室町奨学金の償還免除決定の件
	議案第 38 号	芽室町教育支援委員会具申の件
	議案第 39 号	令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果掲載の件

令和4年 12月26日	協議案第 1 号	令和5年度芽室町一般会計教育費予算の件
	協議案第 2 号	第4期芽室町子どもの読書活動推進計画(案)策定の件
	協議案第 3 号	芽室町図書館運営指針(案)策定の件
令和5年 1月25日	報告第 25 号	芽室町奨学金貸付の件
	議案第 40 号	就学指定校変更申立の件
	協議案第 4 号	令和5年度芽室町一般会計教育費予算(政策推進課長ヒアリング結果)の件
令和5年 2月6日	議案第 41 号	令和4年度芽室町文化賞等候補者諮問の件
	議案第 42 号	令和4年度芽室町スポーツ賞等候補者諮問の件
	協議案第 5 号	令和5年度芽室町教育行政執行方針(素案)の件
令和5年 2月22日	報告第 26 号	芽室町奨学金貸付の件
	議案第 43 号	芽室町教育支援委員会具申の件
	議案第 44 号	令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の広報誌掲載の件
	議案第 45 号	令和4年度芽室町文化賞等受賞者決定の件
	議案第 46 号	令和4年度芽室町スポーツ賞等受賞者決定の件
	議案第 47 号	令和5年度芽室町教育行政執行方針の件
	議案第 48 号	第2期芽室町教育振興基本計画策定の件
	議案第 49 号	第2期芽室町社会教育推進中期計画策定の件
	議案第 50 号	第4期芽室町子どもの読書活動推進計画策定の件
	議案第 51 号	芽室町図書館運営指針策定の件
	議案第 52 号	令和5年度芽室町一般会計教育費予算の議案に対する意見申し出の件
	議案第 53 号	条例改正(芽室町立学校水泳プール設置及び管理条例中一部改正)の議案に対する意見申し出の件
	議案第 54 号	条例制定(芽室町トレーニングセンター設置及び管理条例制定)の議案に対する意見申し出の件
議案第 55 号	条例制定(利用料金制度導入に伴う関係条例の整備に関する条例制定)の議案に対する意見申し出の件	

(令和5年 2月22日)	議案第 56 号	芽室町教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則中一部改正の件
	議案第 57 号	令和4年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の件
令和5年 3月13日	議案第 58 号	芽室町立学校職員任免内申の件
	議案第 59 号	令和4年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の件
令和5年 3月24日	報告第 27 号	芽室町奨学金貸付の件
	報告第 28 号	区域外就学認定の件
	報告第 29 号	芽室町立小学校学級編成基準の廃止の件
	報告第 30 号	芽室町立学校学級編成基準の制定の件
	議案第 60 号	芽室町教育委員会事務局管理職員任免の件
	議案第 61 号	芽室町学校医委嘱の件
	議案第 62 号	芽室町学校歯科医委嘱の件
	議案第 63 号	芽室町学校薬剤師委嘱の件
	議案第 64 号	第12地区教科書採択教育委員会協議会委員代理者選任の件
	議案第 65 号	芽室町立学校管理規則中一部改正の件
	議案第 66 号	芽室町教育委員会事務局に勤務する職員の勤務時間等の特例に関する規則制定の件
	議案第 67 号	芽室町地域スポーツクラブ活動体制整備準備会設置規則制定の件
	議案第 68 号	芽室町小中一貫教育基本方針策定委員会設置規則制定の件
	議案第 69 号	芽室町トレーニングセンター設置及び管理条例施行規則制定の件
議案第 70 号	利用料金制度導入に伴う関係条例施行規則中一部改正の件	

2 条例、規則等の制定、改廃及び計画等の策定の状況

令和4年度に制定、改廃された教育に関する条例及び教育委員会の規則等は次のとおりです。

(1) 条例

題 名	公布年月日	施行年月日
・芽室町地域体育館設置及び管理条例中一部改正	R4. 9. 5	R4. 10. 1
・芽室町立学校水泳プール設置及び管理条例中一部改正	R5. 3. 2	R5. 4. 1
・芽室町トレーニングセンター設置及び管理条例制定	R5. 3. 27	R4. 7. 1
・利用料金制度導入に伴う関係条例の整備に関する条例制定	R5. 3. 2	R5. 4. 1

(2) 規則

題 名	公布年月日	施行年月日
・町長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則中一部改正	R4. 7. 20	R4. 7. 20
・芽室町教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則中一部改正	R5. 3. 3	R5. 4. 1
・芽室町立学校管理規則中一部改正	R5. 3. 27	R5. 4. 1
・芽室町教育委員会事務局に勤務する職員の勤務時間等の特例に関する規則制定	R5. 3. 27	R5. 4. 1
・芽室町地域スポーツクラブ活動体制整備準備会設置規則制定	R5. 3. 27	R5. 4. 1
・芽室町小中一貫教育基本方針策定委員会設置規則制定	R5. 3. 27	R5. 4. 1
・芽室町トレーニングセンター設置及び管理条例施行規則制定	R5. 3. 27	R5. 7. 1
・利用料金制度の導入に伴う関係条例施行規則中一部改正	R5. 3. 27	R5. 4. 1

(3) 規程、要綱等

題 名	決定年月日	施行年月日
・教育委員会の課長が補助執行する事務を処理する分掌事務を定める規程中一部改正	R4. 7. 21	R4. 7. 21
・新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業期間等における芽室町小中学校職員の在宅勤務実施要領の一部改正	R4. 7. 22	R4. 7. 22

・修学旅行の引率業務等に従事する町立学校職員の勤務時間の割振りに関する要領	R5. 3. 17	R5. 4. 1
---------------------------------------	-----------	----------

(4) 計画等の策定の状況

計 画 名	策定年月日
第2期芽室町教育振興基本計画	R5. 2. 22
第2期芽室町社会教育推進中期計画	R5. 2. 22
第4期芽室町子どもの読書活動推進計画	R5. 2. 22
芽室町図書館運営指針	R5. 2. 22

3 教育委員会委員の活動状況（教育長を除く）

教育委員会委員は、毎月1回以上の教育委員会会議や町内小中学校の各種行事、研修会等へ出席するなどの活動を行っています。

※ 教育委員会会議への出席を除く

月	活 動 内 容
4月	・芽室町立小中学校教職員辞令伝達式
5月	・総合教育会議
6月	・教育委員会委員による学校訪問
7月	・教育委員会委員による学校訪問
10月	・十勝教育を考えるつどい（オンライン開催）
11月	・十勝管内市町村教育委員会教育委員研修会（オンライン開催） ・西部十勝教育委員会連絡協議会教育委員研修会
2月	・総合教育会議 ・「オンライン教育委員会・子どもトーク」（オンライン開催）

4 附属機関等の開催状況

(1) 芽室町学校教育推進協議会（令和4年度開催なし）

開催月日	審議内容

(2) 芽室町教育振興基本計画策定委員会

開催月日	審議内容
令和4年6月1日	芽室町教育振興基本計画の評価、振返り
令和4年7月27日	第2期芽室町教育振興基本計画（素案）の検討
令和4年9月28日	第2期芽室町教育振興基本計画（素案）の検討
令和5年2月6日	第2期芽室町教育振興基本計画（最終案）の答申

(3) 芽室町教育支援委員会

開催月日	審議内容
令和4年11月17日	特別支援学級等に入級する児童生徒の適否の判断について
令和5年1月24日	特別支援学級等に入級する児童生徒の適否の判断について

(4) 芽室町学校給食運営協議会

開催月日	審議内容
令和4年7月13日	令和3年度学校給食の実施実績について 令和4年度学校給食の実施について 令和4年度学校給食施設衛生検査の実施について 学校給食実施における献立・食材等について
令和4年12月7日	令和4年度学校給食の実施状況について 令和4年度学校給食施設衛生検査の実施について 令和4年度学校給食嗜好調査結果について 学校給食実施における献立・食材等について

(5) 芽室町社会教育委員会

開催月日	審議内容
令和4年5月13日	生涯学習課所管事務（事業）について（4月1日以降） 令和4年度社会教育関係事業について

	令和4年度十勝社会教育委員協議会理事会について 令和4年度北海道社会教育委員連絡協議会について 各種委員等の推薦について
令和4年10月17日	生涯学習課所管事務（事業）について（5月14日以降） 第42回北海道社会教育委員長等研修会について 第61回北海道社会教育研究大会について 第26回十勝管内社会教育委員長等研修会について
令和5年2月10日	生涯学習課所管事務（事業）について（10月18日以降） 第26回十勝管内社会教育委員長等研修会について 第7回十勝管内社会教育委員入門研修会について 令和4年度芽室町文化賞等受賞候補者の諮問について 令和4年度芽室町スポーツ賞等受賞候補者の諮問について
令和5年3月24日	生涯学習課所管事務（事業）について（2月10日以降） 令和4年度生涯学習課関連事業報告について 令和5年度教育行政執行方針について 令和5年度社会教育関連予算案について

(6) 芽室町文化財保護審議会

開催月日	審議内容
令和4年9月20日	町指定天然記念物の「芽室公園の柏の木」の状況について 芽室町営水泳プール等整備事業に係る柏の木の伐採について 西土狩神社の奉納絵馬について

(7) 芽室町生涯学習計画策定委員会

開催月日	審議内容
令和4年8月1日	社会教育推進中期計画の考え方について 策定スケジュールについて 社会教育推進中期計画（平成31年度から令和4年度）の評価、 振返りについて
令和4年9月21日	第2期社会教育推進中期計画（案）の検討について
令和4年10月17日	第2期社会教育推進中期計画（案）の検討について
令和5年2月10日	パブリックコメントについて 第2期社会教育推進中期計画（最終案）について 答申文（案）について

(8) 芽室町スポーツ推進委員会

開催月日	審議内容
令和4年4月18日	年間行事予定について 芽室町営水泳プール等整備事業について チャレンジデー2022について

(9) 芽室町図書館協議会

開催月日	審議内容
令和4年6月22日	令和3年度芽室町図書館利用統計について 第4期芽室町子どもの読書活動推進計画策定について 電子図書館について
令和4年11月25日	第4期芽室町子どもの読書活動推進計画について 芽室町図書館運営指針について
令和5年2月13日	令和4年度芽室町図書館要覧について 第4期芽室町子どもの読書活動推進計画について 令和4年度芽室町図書館施設維持管理及び振興事業について 電子図書について

5 教育関係の表彰

(1) 芽室町文化賞・スポーツ賞等授賞式

開催日時 令和5年3月4日(土)

開催場所 芽室町中央公民館大ホール

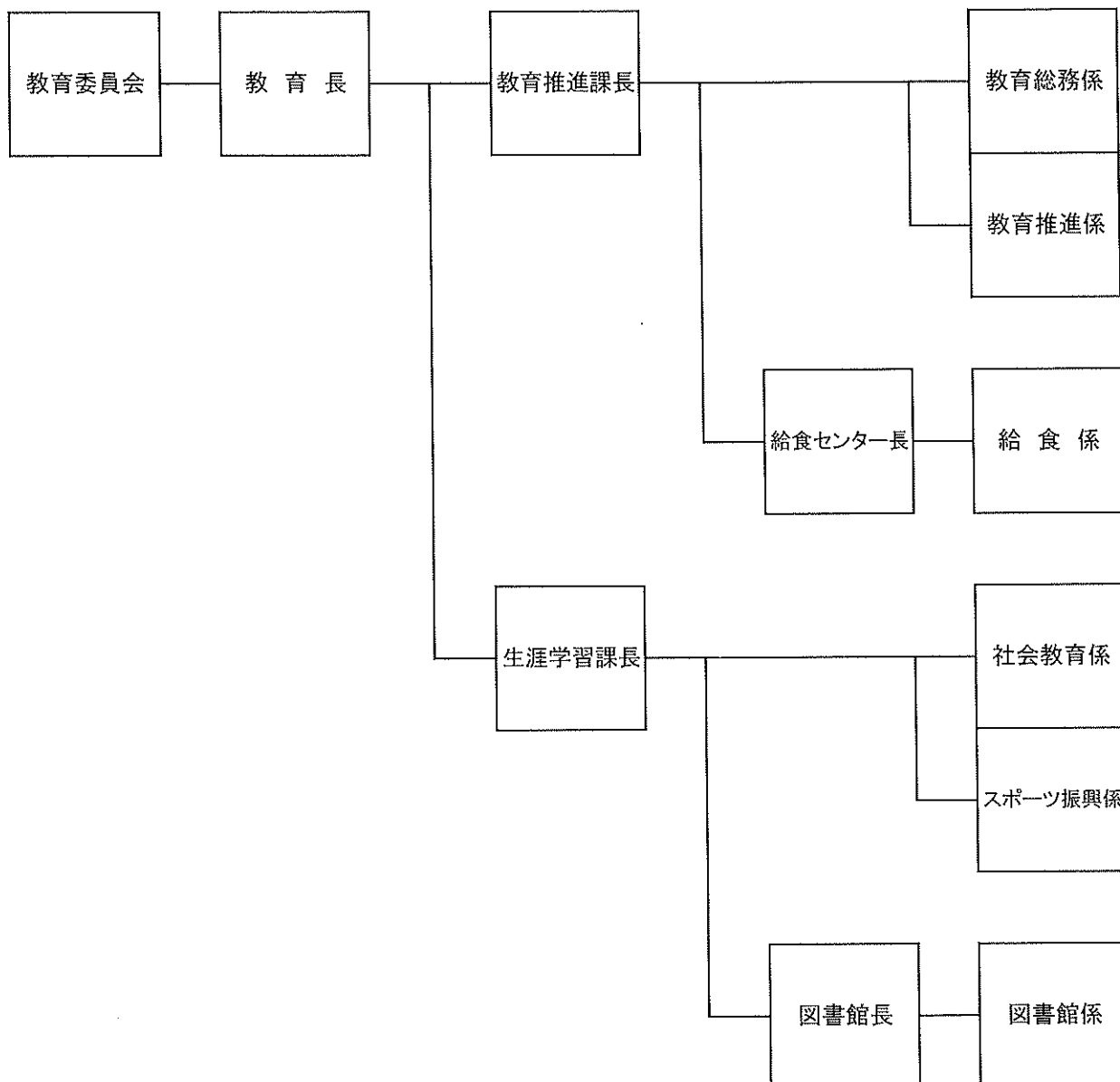
(2) 文化賞等被表彰者

- ・文化賞 成績優秀の部 1個人、1団体
- ・文化賞 功勞の部 1個人
- ・文化奨励賞 成績優秀の部 1団体
- ・少年文化賞 6個人、2団体
- ・少年文化奨励賞 41個人、5団体

(3) スポーツ賞等被表彰者

- ・スポーツ賞 優秀選手の部 7個人、7団体
- ・スポーツ奨励賞 優秀選手の部 5個人、6団体
- ・少年スポーツ賞 20個人、4団体
- ・少年スポーツ奨励賞 47個人、6団体

6 教育委員会の組織



7 教育委員会事務局の分掌事務

① 教育推進課

- (1) 教育委員会の会議及び総合調整に関すること。
- (2) 職員の人事及び給与に関すること。
- (3) 教育委員会の財務に関すること。
- (4) 学校の設置及び廃止に関すること。
- (5) 教育財産の管理に関すること。
- (6) 学校教育に関すること。
- (7) その他学校教育行政一般に関すること。

①-1 教育推進課教育総務係

- ア 教育委員会の会議に関すること。
- イ 儀式、褒章及び表彰に関すること。
- ウ 教育委員会の条例、規則、規程の制定又は改廃に関すること。
- エ 事務局、教職員その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- オ 職員の進退、賞罰、服務、給与、福利及び研修に関すること。
- カ 学校の設置、管理及び廃止に関すること。
- キ 通学区域に関すること。
- ク 教育財産の管理並びに取得、処分の申し立てに関すること。
- ケ 公印の管理に関すること。
- コ 教育行政相談に関すること。
- サ 他の課、係との連絡調整に関すること。
- シ 他の課、係の所管に属さない事項に関すること。

①-2 教育推進課教育推進係

- ア 学級編制に関すること。
- イ 教科内容及びその取扱に関すること。
- ウ 教科書その他の教材の取り扱いに関すること。
- エ 教職員の研修及び福利厚生に関すること。
- オ 学校保健及び学校安全に関すること。
- カ 児童・生徒の就学奨励及び援助に関すること。
- キ スクールバスの運行に関すること。
- ク 教育研究所及び学校教育振興会の連絡調整に関すること。
- ケ コミュニティ・スクール（学校運営協議会関係）に関すること。
- コ その他学校教育に関すること。

※教育推進課に属する所管機関～給食センター

①-3 給食センター給食係

- ア センターの運営管理に関すること。
- イ 学校給食の供給に関すること。
- ウ 学校給食運営協議会に関すること。
- エ 学校給食の向上発展に関すること。
- オ その他学校給食に関すること。

② 生涯学習課

- (1) 社会教育に関すること。
- (2) 社会教育団体に関すること。
- (3) 社会教育施設の設置、管理運営並びに廃止に関すること。
- (4) 芸術文化に関すること。
- (5) その他社会教育行政一般に関すること。

②-1 生涯学習課社会教育係

- ア 社会教育委員に関すること。
- イ 社会教育の推進に関すること。
- ウ 青少年教育、婦人、高齢者等成人教育に関すること。
- エ 講座の開設及び討論会、講演会、展示会その他の集会の開催並びに奨励に関すること。
- オ 社会教育団体の指導育成に関すること。
- カ 芸術文化に関すること。
- キ 文化財の保護に関すること。
- ク 集団研修施設・ふるさと歴史館の管理運営に関すること。
- ケ 生涯学習の推進に関すること。
- コ 公民館の管理運営・活動に関すること。
- サ 公民館事業の計画・実施に関すること。
- シ コミュニティ・スクール(めむろ郷育・夢育応援団本部関係)に関すること。

②-2 生涯学習課スポーツ振興係

- ア 社会体育施設の管理運営に関すること。
- イ スポーツ振興に関すること。
- ウ 学校体育施設に関すること。
- エ スポーツ推進委員に関すること。
- オ 体育団体の指導育成に関すること。
- カ その他体育振興に関すること。
- カ ゲートボールの振興に関すること。

※生涯学習課に属する所管機関～図書館

②-3 図書館 図書館係

- ア 図書館施設の維持、管理、運営及び事業計画に関すること。
- イ 図書館資料の受入れ、保存及び除籍に関すること。
- ウ 図書の種類、配列及びその目録の作成に関すること。
- エ 図書資料の配架、貸出し及び返却事務に関すること。
- オ その他庶務及び奉仕関係に関すること。

第2章

施策マネジメントシートによる評価

まちづくりの基本目標 2

心豊かで輝く人と文化を育むまちづくり

1 学校教育の充実

第5期芽室町総合計画

政 策	2-1	豊かな心を育む人づくりと生涯にわたる学びの充実
施 策	└──	2-1-1 学校教育の充実
主 管 課		教育推進課

2 社会教育の推進

第5期芽室町総合計画

政 策	2-1	豊かな心を育む人づくりと生涯にわたる学びの充実
施 策	└──	2-1-2 社会教育の推進[主管課]社会教育課
主 管 課		生涯学習課

3 地域文化の振興

第5期芽室町総合計画

政 策	2-2	地域文化の形成とスポーツ環境の充実
施 策	└──	2-2-1 地域文化の振興
主 管 課		生涯学習課

4 スポーツしやすい環境づくり

第5期芽室町総合計画

政 策	2-2	地域文化の形成とスポーツ環境の充実
施 策	└──	2-2-2 スポーツしやすい環境づくり
主 管 課		生涯学習課

施策番号 2-1-1	施策名 学校教育の充実	基本目標	心豊かで輝く人と文化を育むまちづくり			
		政策名	豊かな心を育む人づくりと生涯にわたる学びの充実			
	主管課	教育推進課	課長名	有澤勝昭	内線	441
	施策関係課					

1. 施策の方針と成果指標

施策の方針		対象	意図				結果	
地域社会と連携しながら信頼される学校づくりを推進し、新しい時代を自ら切り拓くことができる心身豊かな人づくりを目指します。		児童生徒	・確かな学力、豊かな心と健やかな体を育み、未来を切り開くための資質・能力を身につける				児童生徒が社会に出たときに自立できる	
成果指標	説明	単位	策定時(2017実績)	2019年度実績	2020年度実績	2021年度実績	2022年度実績	2022年度目標
①	「授業の内容がわかる」と回答した児童生徒の割合	%	75.8	74.0	77.1	72.9	75.9	80.0
②	「自分にはよいところがある」と回答した児童生徒の割合	%	72.2	77.4	75.8	79.5	78.5	78.0
③	「朝食を毎日食べている」と回答した児童生徒の割合	%	85.7	87.7	85.2	87.7	77.0	90.0
④								
成果指標設定の考え方	成果指標の設定は、全国学力・学習状況調査の結果を採用し、①「豊かな学力」、②「豊かな心」、③「健やかな体」を育む上で、3つの指標を設定した。目標値の設定は、各成果指標共に5%程度の上昇を目指し設定した。							

2. 施策の事業費

	2018年度決算	2019年度決算	2020年度決算	2021年度決算	2022年度決算
施策事業費(千円)	907,458	895,658	1,184,039	1,049,496	917,922
人工数(業務量)	6.4412	7.0169	7.5902	7.5132	8.2525

3. 施策の達成状況

(1) 施策の達成度とその考察			
①2022年度の成果評価(前年度との比較)	<input type="checkbox"/> 成果は向上した <input checked="" type="checkbox"/> 成果は変わらなかった <input type="checkbox"/> 成果は低下した	想定される理由	指標②は若干低下したが①は上昇。これは、少人数学級編成、授業改善、不登校支援、ICT教育環境の整備など個に応じた指導の充実によるもの。指標③の低下は、食育・食農教育の充実を図ったが、家庭との連携不足も要因と考えられる。
②第5期総合計画前期実施計画の最終的な目標達成状況	<input type="checkbox"/> 目標は達成できた <input type="checkbox"/> 目標は概ね達成できた <input checked="" type="checkbox"/> 目標は達成できなかった	根拠(理由)	指標①、②の目標達成に向け、小人数学級編成や習熟度別小人数指導、特別支援教育の充実、不登校支援システムの構築、ICT教育環境の整備など、誰一人取り残すことのない個に応じた学びの場の充実を図ってきたが、指標①については、授業改善の組織的なPDCAサイクルの定着に至らず目標を達成出来なかった。指標③の目標達成に向け、栄養教諭による全校全学級を対象とした食育指導や食農教育の充実を図ってきたが、児童生徒の基本的な生活習慣の確立に向けた家庭との連携不足もあり目標を達成出来なかった。
(2) 施策の成果評価に対する第5期総合計画前期実施計画の事務事業総括			
①施策の成果向上に対して貢献度が高かった事務事業	①児童生徒支援事業 ②小学校・中学校教材・教具整備事業	②施策の成果向上に対して貢献度が低かった事務事業	③学校給食管理運営事業
③事務事業全体の振り返り(総括)	・「①」⇒小学校全学年35人以下学級編成のため町独自で臨時教諭を配置すると共に、特別支援教育の推進のため地域コーディネーターや教育活動指導助手、学校支援員を配置、更には、不登校支援システムを策定し個に応じた学習支援を実施した。 ・「②」⇒ICT教育推進のため、児童生徒一人一台の端末を配備すると共に、大型提示装置や学習支援ソフト(AIDリル、プロگرامソフト)を導入し、個別最適な学環境を整備した。 ・「③」⇒栄養教諭による全校全学級の食育指導を実施すると共に、芽室産食材を活用した「めむるまるごと給食」の提供や「食農教育」の充実を進めたが、児童生徒の基本的な生活習慣の確立に向けた家庭との連携が不足していた。		

担当課 評価	指標③については策定時より低下したが、少人数学級編成、特別支援教育、不登校支援、ICT教育環境の整備など、誰一人取り残すことのない個に応じた学びの場の充実を図ることで、計画策定時と比較し前進したと考える。	A	B	C	D	E
		進捗結果			○	

A: 実現した B: (前期実施計画策定時と比較して)大きく前進した C: (前期実施計画策定時と比較して)前進した
D: (前期実施計画策定時と比較して)変わらない又は維持した E: (前期実施計画策定時と比較して)後退した

4. 施策を取り巻く状況変化・住民意見等

施策を取り巻く状況と今後の予測	<p>《施策を取り巻く状況》</p> <p>①学校施設などの老朽化対策や多様なニーズへの対応。(R1:学校施設等長寿命化計画策定)／②医療的ケア児を含む特別支援教育を必要とする児童生徒の増加への対応。(R2:地域コーディネーター複数配置)／③ICT教育推進への対応(R2:ICT整備・活用指針策定)／④登校に困難を抱える児童生徒の増加への対応(R3:不登校支援システム策定)／⑤部活動の地域移行への対応</p> <p>《今後の予測》</p> <p>①小中学校配置計画更新(R8)を見据え、児童生徒数の減少を踏まえた計画的整備が必要。／②医療的ケア児支援法を踏まえた組織的対応方針の策定が必要。／③授業改善を前提としたICT活用指針の改定が必要。／④不登校支援システムに基づき、組織的取組の定着が必要。／⑤地域移行に向けた課題の抽出、移行方法等を協議する場が必要。(R5:協議会設置)</p>
この施策に対して住民・審議会・議会からどのような意見や要望が寄せられ、どのように改善したか。	<ul style="list-style-type: none"> ・上美生地域保護者より小中学校配置計画の早期見直しの要望がある。⇒R5年度に保護者・地域住民との協議を開始する。 ・不登校児童生徒への支援が必要である。⇒不登校支援システムに基づき組織的・計画的に取り組む。 ・不登校支援システムを推進する上で専門性が必要である。⇒システム策定時に有識者の意見を踏まえ策定しましたが、今後も継続システムを推進する。 ・部活動の地域移行については、慎重に取り組む必要がある。⇒関係機関による協議会を設置し課題等の整理を行う。

5. 施策の課題認識(現状の課題、第5期総合計画後期実施計画期間において新たに取り組むべき課題)

<p>①確かな学力の育成(児童生徒支援事業)⇒小中学校全学年における30人以下学級編制の実施等による習熟度別・少人数指導の推進、及び教育DX推進員の配置によるICT教育の推進、更には小中一貫教育の推進を図る。／②豊かな心の育成(児童生徒支援事業)⇒道徳教育や情操教育の充実、「いじめ防止基本方針」や「不登校支援システム」に基づく未然防止と早期発見・早期対応を図る。／③健やかな体の育成(学校健康診断実施事業・学校給食管理運営事業)⇒基本的な食習慣や生活習慣の確立のため、食育・食農教育、生活習慣病検査などの健康教育を推進する。／④特別なニーズに対応した教育の推進(児童生徒支援事業)⇒地域コーディネーターを中心とした発達支援システムの推進、及び、医療的ケア児支援法を踏まえた組織的支援体制の確立を図る。／⑤質の高い教育環境の整備(小学校・中学校教材・教員整備事業)⇒教育DX推進員の配置、AIドリルの導入などハード・ソフト・人材を一体としたICT環境の整備を進めると共に、部活動の地域移行に向け協議会を設置、更には、小中学校配置計画更新(R8)を見据え、児童生徒数の減少を踏まえた学校施設の計画的整備を進める。</p>

6. 経営戦略会議(庁内評価)

評価	成果指標が少しずつ目標に向かっていくこと、コロナ交付金を使った基盤整備・環境整備を行ったことから「前進した」と評価する。	A	B	C	D	E
今後の取組に対する意見	今後はソフト部門などから学力向上に向けた取組を進めてほしい。	進捗結果		○		

A: 実現した
B: (前期実施計画策定時と比較して)大きく前進した
C: (前期実施計画策定時と比較して)前進した
D: (前期実施計画策定時と比較して)変わらない又は維持した
E: (前期実施計画策定時と比較して)後退した

7. 総合計画審議会(外部評価)

評価	5. 施策の課題認識に記載の「質の高い教育環境整備」が重要であり、コロナ交付金を活用したエアコン設置によって、災害級の暑さの中でも子どもたちの教育環境が整備されていたことから「前進した」と評価する。	A	B	C	D	E
今後の取組に対する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・成果指標③が低いことが気になる。毎年調査対象の子どもが異なることから、実態が把握できない。町独自で調査してはどうか。 ・教育に関して国の方針はあるが、芽室町としてどのような子どもを育てたいのか、ということが重要である。 ・成果指標①について、先生に対しても「昨年と比べて生徒がわかりやすいと思える授業ができたと思うか」などアンケートを実施し、その回答結果を踏まえた対策へ繋げることができるのではないか。 	進捗結果		○		

A: 実現した
B: (前期実施計画策定時と比較して)大きく前進した
C: (前期実施計画策定時と比較して)前進した
D: (前期実施計画策定時と比較して)変わらない又は維持した
E: (前期実施計画策定時と比較して)後退した

No.	施策番号	施策名	外部意見		担当課
			意見		
8	2-1-1	学校教育の 充実	意見	「朝食を毎日食べている」と回答した児童生徒の割合が低く、実態把握のため、町独自で調査してはどうか。	教育推進課
			対応方針	1 対応する ② 検討する 3 対応不可	
			対応事業名	学校健康診断実施事業(小学校・中学校)	
			対応内容	各学校の実態について、各学校の養護教諭と情報共有するとともに、調査の実施等について協議を行います。	
9	2-1-1	学校教育の 充実	意見	芽室町としてどのような子どもを育てたいのか、方針を決定する必要があるのではないか	教育推進課
			対応方針	① 対応する 2 検討する 3 対応不可	
			対応事業名	教育課程支援事業(小学校・中学校)	
			対応内容	「心豊かで 次代に輝く 芽室の人」を育むことを基本理念に、総合計画、教育大綱、教育振興基本計画及び教育行政執行方針において、その基本理念の実現に向けた取り組みを定めており、また各学校においても学校経営計画にて教育目標を掲げて教育に取り組んでいます。	

施策番号 2-1-2	施策名 社会教育の推進	基本目標	心豊かで輝く人と文化を育むまちづくり			
		政策名	豊かな心を育む人づくりと生涯にわたる学びの充実			
	主管課	生涯学習課	課長名	江崎 健一	内線	451
	施策関係課	教育推進課				

1. 施策の方針と成果指標

施策の方針		対象	意図					結果	
学習機会や場の提供など学習環境の充実を図るとともに、自発的な取組への支援を図ります。		町民	・「いつでも」「どこでも」「だれでも」が学ぶことができる学習環境を整備する					町民一人ひとりが自ら進んで学習に取り組み、人と人がふれあい、心豊かに充実した生涯を過ごすまちづくり	
成果指標	説明	単位	算定時(2017実績)	2019年度実績	2020年度実績	2021年度実績	2022年度実績	2022年度目標	
① 児童生徒の社会教育事業への参加者数	生涯学習課(旧社会教育課)調べ	人	1,313	881	595	419	274	1,190	
② 生涯学習の機会が充実していると思う町民の割合	住民意識調査	%	39.1	75.4	80.0	76.0	81.2	45.0	
③									
④									
成果指標設定の考え方	①児童生徒数の減少率を考慮するも参加率を維持するもの。 ②前期計画で達成できなかった40%の目標値を超える評価を目指すもの。 (※住民意識調査の回答項目を5択→4択に変更)								

2. 施策の事業費

	2018年度決算	2019年度決算	2020年度決算	2021年度決算	2022年度決算
施策事業費 (千円)	148,955	115,606	141,350	113,464	101,949
人工数(業務量)	3,4688	3,7783	3,5428	3,5343	3,2291

3. 施策の達成状況

(1) 施策の達成度とその考察			
①2022年度の成果評価(前年度との比較)	<input type="checkbox"/> 成果は向上した <input checked="" type="checkbox"/> 成果は変わらなかった <input type="checkbox"/> 成果は低下した	想定される理由	①の指標は、読書感想文コンクールの応募数に大きく左右されており、近年学校での取組が減少しているのが要因であるが、それ以外の事業参加者は徐々にではあるが回復してきている。 ②については、公民館、図書館、ふるさと歴史館等で実施されるの各種講座等の事業に一定の理解がされているものとする。
②第5期総合計画前期実施計画の最終的な目標達成状況	<input type="checkbox"/> 目標は達成できた <input checked="" type="checkbox"/> 目標は概ね達成できた <input type="checkbox"/> 目標は達成できなかった	根拠(理由)	期間中は、コロナ禍の中で事業の中止や縮小等を余儀なくされてきたが、徐々に回復基調となってきたところである。 ジモト大学やコミュニティ・スクール事業を新たに推進しているところであり、徐々にではあるが取り組みが浸透してきている。 コロナ禍ではあったが、できる範囲で各種講座等の取り組みを進めてきたところである。
(2) 施策の成果評価に対する第5期総合計画前期実施計画の事務事業総括			
①施策の成果向上に対して貢献度が高かった事務事業	コミュニティ・スクール運営事業	②施策の成果向上に対して貢献度が低かった事務事業	中学生国際交流事業
③事務事業全体の振り返り(総括)	社会教育事業全般にわたり、コロナ感染症の影響による事業の中止や事業規模の縮小となるものもあったが、事業によっては徐々に回復基調にもなってきた。十分な学習機会の提供が図れない部分もあるが、その中で出来ることを実施してきたところである。 新たな人財育成事業としてジモト大学の取り組みやコミュニティスクール事業が浸透しはじめていることは明るい材料であり、これらを次年度以降につなげていくとともに既存の事業(各種講座等)を通して、社会教育活動を推進していく。		

(3)「施策の方針」実現に対する進捗結果(計画策定時との比較)

担当課 評価	コロナ禍による事業中止や縮小から徐々にではあるが、活動が活発化してきている。ジモト大学やコミュニティ・スクールも徐々に浸透しはじめ事業の土台は作られてきており、今後の拡大に期待が持てる。		A	B	C	D	E
		進捗結果				○	

A: 実現した B: (前期実施計画策定時と比較して)大きく前進した C: (前期実施計画策定時と比較して)前進した
 D: (前期実施計画策定時と比較して)変わらない又は維持した E: (前期実施計画策定時と比較して)後退した

4. 施策を取り巻く状況変化・住民意見等

施策を取り巻く状況と今後の予測	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習において「いつでも、どこでも、誰でも」が自由に学べる学習環境の整備 →学習形態の進展・多様化に対応するためのデジタル学習への対応確認 子ども会活動の減少、高齢者学級「柏樹学園」の課題 →子ども会) 地域活動や広域での連携、世代間交流の実施などによるコミュニティ活動の推進 →柏樹学園) 学習プログラムの見直しと学園生確保策の再考 コミュニティ・スクールやジモト大学事業の取組みによる地域コミュニティの活性化、地域教育力の向上 →地域ボランティア活動の推進
この施策に対して住民・審議会・議会からどのような意見や要望が寄せられ、どのように改善したか。	<ul style="list-style-type: none"> コミュニティ・スクールの取組みについて、学校支援ボランティアの活動事例集を作成、配布し認知度向上に努めた。 子ども会活動の継続支援(単位会の減少や役員のなり手不足) ふるさと歴史館の事業充実(ねんりんフェスティバルの復活、各種講座、特別展示等の実施) 図書館の機能充実

5. 施策の課題認識(現状の課題、第5期総合計画後期実施計画期間において新たにに取り組むべき課題)

<ul style="list-style-type: none"> 社会教育推進中期計画(R5-R8)の着実な推進 →コミュニティ・スクールの充実。地域学校協働活動の全町的な取組みと学校運営への明確な位置づけ。地域コミュニティの活性化。 →ジモト大学事業による人材育成。人的ネットワーク形成。地域コミュニティの活性化。 →高齢者学級の学習プログラムの随時見直し。通園のための交通手段の確保。 →各種体験、交流事業の再開 社会教育施設の有効活用と維持管理 →公民館機能の発揮(各種講座、イベント等の再開と推進強化) →図書館機能の再点検(学習環境の在り方と電子図書の導入) →ふるさと歴史館の運営方法と事業の充実(各種講座、体験会、特別展示等の実施)
--

6. 経営戦略会議(庁内評価)

評価	担当課評価同様に「変わらない又は維持した」と評価する。		A	B	C	D	E
今後の取組に対する意見	5に記載の取り組みを進めてください。	進捗結果				○	

A: 実現した
 B: (前期実施計画策定時と比較して)大きく前進した
 C: (前期実施計画策定時と比較して)前進した
 D: (前期実施計画策定時と比較して)変わらない又は維持した
 E: (前期実施計画策定時と比較して)後退した

7. 総合計画審議会(外部評価)

評価	コミュニティスクールやジモト大学など熱心に取り組んで成果があがっているが、それ以外の分野は進んでいるとは言えない。期待をこめてD評価とする。		A	B	C	D	E
今後の取組に対する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・中年の方の生涯学習が充実を。・生涯学習と介護予防の融合(連携)を検討していただきたい。 ・図書館まつり実行委員のなりて不足には、CS、ジモト大学、柏樹学園との連携などの工夫があってもよいのではないか。 	進捗結果				○	

A: 実現した
 B: (前期実施計画策定時と比較して)大きく前進した
 C: (前期実施計画策定時と比較して)前進した
 D: (前期実施計画策定時と比較して)変わらない又は維持した
 E: (前期実施計画策定時と比較して)後退した

施策番号 2-2-1	施策名	地域文化の振興	基本目標	心豊かで輝く人と文化を育むまちづくり		
	政策名		地域文化の形成とスポーツ環境の充実			
	主管課	生涯学習課	課長名	江崎 健一	内線	451
	施策関係課	環境土木課				

1. 施策の方針と成果指標

施策の方針		対象	意図					結果	
地域における文化活動への参加を促進するとともに、文化財などの収集・活用をすすめます。		町民	文化・芸術を身近に感じさせる地域づくり					心豊かに暮らせるまち	
成果指標	説明	単位	策定時(2017実績)	2019年度実績	2020年度実績	2021年度実績	2022年度実績	2022年度目標	
① 文化活動がしやすいと感じる町民の割合	住民意識調査	%	42.2	74.3	77.4	73.0	76.0	45.0	
② 文化活動への参加者数	生涯学習課(旧社会教育課)調べ	人	1,196	1,220	1,384	1,172	1,369	960	
③									
④									
成果指標設定の考え方	①前期計画で得られなかった評価(45%超)を目標値としたもの。 (※住民意識調査の回答項目を5択→4択に変更) ②現状の加速する減少率を改善し下げ止まりの傾向を示すもの。								

2. 施策の事業費

	2018年度決算	2019年度決算	2020年度決算	2021年度決算	2022年度決算
施策事業費(千円)	12,224	14,003	8,859	16,304	16,634
人工数(業務量)	0.6589	0.5721	0.6829	0.5229	0.7145

3. 施策の達成状況

(1) 施策の達成度とその考察			
①2022年度の成果評価(前年度との比較)	<input checked="" type="checkbox"/> 成果は向上した <input type="checkbox"/> 成果は変わらなかった <input type="checkbox"/> 成果は低下した	想定される理由	コロナ禍で活動を中止した事業を再開したことなどから、一昨年並みの成果となったところである。制限付きながら各種事業がすすめられた成果と考える。
②第5期総合計画前期実施計画の最終的な目標達成状況	<input type="checkbox"/> 目標は達成できた <input checked="" type="checkbox"/> 目標は概ね達成できた <input type="checkbox"/> 目標は達成できなかった	根拠(理由)	コロナ禍による各種事業が中止や縮小した中で、出来ることを実施してきたことが、指標上表れていると考える。 芸術鑑賞の町民参加による実行委員会の継続、町民活動支援センターの登録者数の増、町民文化展の出展者増に向けた取組は継続的に実施する。 文化協会をはじめとする関係団体と連携し、多くの町民が関わりを持てる事業展開の実現を目指していく。
(2) 施策の成果評価に対する第5期総合計画前期実施計画の事務事業総括			
①施策の成果向上に対して貢献度が高かった事務事業	芸術鑑賞会等開催事業	②施策の成果向上に対して貢献度が低かった事務事業	
③事務事業全体の振り返り(総括)	・町民との連携による文化芸術活動の充実 芸術鑑賞会等開催事業は、町民参加による実行委員会組織での企画・運営が参加者からの高い評価につながっており、今後も継続実施する。町民文化展の出展は上昇しているが、見直しを含めて関係団体との協議を継続していく。 ・児童生徒の文化芸術振興 全国全道大会出場支援は、文化活動支援として浸透していることから、引き続き実施していく。 ・コロナ禍の中で、文化協会活動も再開されつつあるが、役員等の高齢化や会員数の減少等、課題も多いことから協会に協力できるところは支援を行っていく。		

(3)「施策の方針」実現に対する進捗結果(計画策定時との比較)						
担当課 評価	計画策定時の指標から見ると向上しているが、近年の状況から現状維持程度と考える。	A	B	C	D	E
		進捗結果				○

A: 実現した B: (前期実施計画策定時と比較して)大きく前進した C: (前期実施計画策定時と比較して)前進した
D: (前期実施計画策定時と比較して)変わらない又は維持した E: (前期実施計画策定時と比較して)後退した

4. 施策を取り巻く状況変化・住民意見等

施策を取り巻く状況と今後の予測	<ul style="list-style-type: none"> ・芸術鑑賞会の開催は、町民参加による実行委員会組織として企画・運営を担っていただき、高評価を得ていることから、継続実施として内容充実に努める。 ・町民文化展の実施内容を見直す必要があると考える。 ・文化協会活動の内容については、事業発展のための取組みを再考し、多くの町民が参加・鑑賞できる事業の実施と組織の強化が必要である。 ・文化芸術活動への支援として、鑑賞会、クリニック等の充実に図るとともに、大会出場助成を継続する。 ・フレンドリーコンサートの内容充実に鑑賞者の増を図る工夫が必要である。
この施策に対して住民・審議会・議会からどのような意見や要望が寄せられ、どのように改善したか。	<ul style="list-style-type: none"> ・文化協会活動に要する補助金の増額。 ・文化活動に関する公民館施設の利用料金減(シニア割引)希望。 ・町民文化展の内容を再考。(茶席の実演、大正琴演奏など、展示以外のメニューの検討)

5. 施策の課題認識(現状の課題、第5期総合計画後期実施計画期間において新たに取り組むべき課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・芸術鑑賞会の継続開催。町民参加の実行委員会組織からの提案事業を実施。 →様々な分野の鑑賞により町民の文化的思考の高揚に寄与する。 ・文化活動における「一流を見て、聴いて、学ぶ」視点から、各分野の技術や取組姿勢などについてクリニックを開催。 →各種講座の開催においても実施。 ・文化協会の活動内容などを検証し、魅力ある組織、活動への協議と事業実施への支援。 →組織体制強化への協議、支援。 ・指定管理者と連携した公民館講座の充実。 ・文化活動に必要な設備備品の計画的な整備。

6. 経営戦略会議(庁内評価)

評価	成果指標は計画策定時、目標値ともに上回っているが、コロナ禍により全体的な文化・芸術の振興は停滞しており、現状維持と評価した。	A	B	C	D	E
		進捗結果				○
今後の取組に対する意見	5に記載の取組みを進めてください。	A: 実現した B: (前期実施計画策定時と比較して)大きく前進した C: (前期実施計画策定時と比較して)前進した D: (前期実施計画策定時と比較して)変わらない又は維持した E: (前期実施計画策定時と比較して)後退した				

7. 総合計画審議会(外部評価)

評価	成果指標が上がっていることから「前進した」と評価する。ただし、実際に文化活動をしている人には課題もあるので対応していただきたい。	A	B	C	D	E
		進捗結果			○	
今後の取組に対する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・芽室文芸に子どもの作品があると数も増えてよいのではないか。 ・文化展に小中学校の授業作品を出展したらどうか。 ・神社の例大祭で山車に乗る機会もなくなったので、文化継承の機会も検討してほしい。子どもたちが文化にふれる機会が多くなることを期待したい。 	A: 実現した B: (前期実施計画策定時と比較して)大きく前進した C: (前期実施計画策定時と比較して)前進した D: (前期実施計画策定時と比較して)変わらない又は維持した E: (前期実施計画策定時と比較して)後退した				

施策番号 2-2-2	施策名	スポーツしやすい環境づくり	基本目標	心豊かで輝く人と文化を育むまちづくり		
	政策名		政策名	地域文化の形成とスポーツ環境の充実		
	主管課	生涯学習課	課長名	江崎 健一	内線	451
	施策関係課					

1. 施策の方針と成果指標

施策の方針		対象	意図					結果	
町民がいつでも気軽に自由にスポーツできる環境づくりをすすめます。		町民	・いつでも気軽に自由にスポーツできるようにする					健康で明るいまちづくりを実現する	
成果指標	説明	単位	東京府(2017)実績	2018年度実績	2020年度実績	2021年度実績	2022年度実績	2022年度目標	
①	スポーツしやすい環境であると思う町民の割合	%	92.2	83.6	83.8	83.5	82.1	95.0	
②	芽室町内の体育施設利用者数	人/年	177,638	165,626	115,020	124,734	140,741	180,000	
③	高校生以下の初心者がゲートボールを体験できる機会	回/年	34	33	18	21	21	46	
④									
成果指標設定の考え方	①住民満足度として非常に高い評価を得る数値とするもの。 (※住民意識調査の回答項目を5択→4択に変更) ②前期計画で達成できなかった数値を目標とするもの。 ③事業機会を30%UPで推進しようとするもの。								

2. 施策の事業費

	2018年度決算	2019年度決算	2020年度決算	2021年度決算	2022年度決算
施策事業費(千円)	262,925	202,831	181,403	272,236	214,195
人工数(業務量)	1.8149	1.9441	1.6899	1.8615	1.8951

3. 施策の達成状況

(1) 施策の達成度とその考察			
①2022年度 の成果評価 (前年度との比較)	<input type="checkbox"/> 成果は向上した <input checked="" type="checkbox"/> 成果は変わらなかった <input type="checkbox"/> 成果は低下した	想定される理由	コロナ禍であったが、徐々にスポーツをする機会も増えている状況にあることから、現状維持と考える
②第5期総合計画 前期実施計画 の最終的な目標 達成状況	<input type="checkbox"/> 目標は達成できた <input type="checkbox"/> 目標は概ね達成できた <input checked="" type="checkbox"/> 目標は達成できなかった	根拠(理由)	コロナ禍の状況もあり、スポーツ活動も自粛傾向にあったことは否めないが、『一流を見て、聴いて、学ぶ』事業として実施した日本ハムファイターズや十勝スカイアース等の連携によるソフト事業は、一定の成果は出ているものと考えられる。 ゲートボールの普及については、コロナ禍で停滞していたところであるが、日ケ連、東京ゲートボール連合と協力し、本町が定める「挑戦の流儀」の達成に努めていく。
(2) 施策の成果評価に対する第5期総合計画前期実施計画の事務事業総括			
①施策の成果向上 に対して貢献 度が高かった事務 事業	スポーツ人材強化育成事業	②施策の成果向上 に対して貢献 度が低かった事務 事業	各種大会出場支援事業 ゲートボール普及活動事業
③事務事業全体の 振り返り(総括)	・各種プロスポーツ団体との連携協定に基づく事業は、町民からの期待度も高く、事業に対する一定の成果は得られており、評価も高いものと感じている。 ・社会体育施設については、プール建替事業をはじめ、周辺施設の整備を進めている。 ・町全体の施設整備や維持管理については、社会体育施設再整備構想に基づく計画的な実施に努める。 ・ゲートボールの再生については、特に若い世代への普及を重点的に進めるとともに、継続して取り組める環境の整備等について関係団体と引き続き連携・強化を進めていく。		

(3)「施策の方針」実現に対する進捗結果(計画策定時との比較)							
担当課 評価	成果指標は徐々に回復基調にある。コロナ禍の中、事業によっては一定の評価はあると感じてはいるが、現状維持と考える。 ゲートボール再生に向けた取り組みを進めていく。		A	B	C	D	E
		進捗結果					○

A: 実現した B: (前期実施計画策定時と比較して)大きく前進した C: (前期実施計画策定時と比較して)前進した
D: (前期実施計画策定時と比較して)変わらない又は維持した E: (前期実施計画策定時と比較して)後退した

4. 施策を取り巻く状況変化・住民意見等

施策を取り巻く状況と今後の予測	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ振興のソフト事業における民間企業・団体との事業連携強化。「一流を見て、聴いて、学ぶ」ための町民参加事業の継続実施。 ・社会体育施設再整備構想に基づく計画的な施設整備と適切な運営、維持管理の実施。 ・プール建替事業の実施と周辺施設整備。町全体の社会体育施設再整備の計画的な推進。 ・ゲートボール競技人口の減少。若年層や現役世代社会人に対する普及活動の強化。 ・日本ゲートボール連合の「再生プロジェクト」及び本町の再生計画「挑戦の流儀」の実施。 ・スポーツ少年団活動継続のための指導者の確保。 ・中学校部活動の地域移行への対応策検討。
この施策に対して住民・審議会・議会からどのような意見や要望が寄せられ、どのように改善したか。	<ul style="list-style-type: none"> ・プール建替後の社会体育施設の計画的な整備。 ・社会体育施設周辺の環境整備(駐車場、トイレ、支障木)。 ・健康プラザ人工芝の適正管理。 ・ゲートボール普及事業の強化、継続。 ・町内体育団体との連携強化。 ・各種プロスポーツ団体と連携した事業の実施。 ・社会体育施設における適正な利用料金の設定。

5. 施策の課題認識(現状の課題、第5期総合計画後期実施計画期間において新たにに取り組むべき課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業・団体等との連携によるスポーツ振興ソフト事業の強化(一流を見て、聴いて、学ぶ)。 →多種目における計画的な実施。 →指導者の育成・確保に向けた連携活動。 ・社会体育施設再整備構想における計画的な施設整備。 →プール建替に関する作業の適正実施と周辺施設との複合機能の充実。 →施設機能の維持に要する計画的な修繕 ・日本ゲートボール連合が掲げる「再生プラン」への参画と、本町の再生計画「挑戦の流儀」の着実な推進。 ・少年団活動における指導者確保について、総合型地域スポーツクラブの調査研究と指導者派遣についての検討及び事業化の見極め。 →中学部活動の地域移行との連携を見据えた対応策検討。
--

6. 経営戦略会議(庁内評価)

評価	担当課評価同様に「維持した」と評価する。		A	B	C	D	E
		進捗結果					○
今後の取組に対する意見	5に記載の取り組みを進めてください。	A: 実現した B: (前期実施計画策定時と比較して)大きく前進した C: (前期実施計画策定時と比較して)前進した D: (前期実施計画策定時と比較して)変わらない又は維持した E: (前期実施計画策定時と比較して)後退した					

7. 総合計画審議会(外部評価)

評価	色々な取組をしていることは評価するが、成果指標が下がっていることから「維持した」と評価する。期待をこめてのD評価。		A	B	C	D	E
		進捗結果					○
今後の取組に対する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・GBの普及やルール改定を、ジモト大学で検討するのはいかがか。 ・GBをイベント的に町をあげてやってほしい。GBまつりなど。 ・部活動の地域移行は、具体的に速やかに進めてほしい。 ・(町出身の力士が多いことから)柔道の授業の中で相撲の資質を育めないか。 	A: 実現した B: (前期実施計画策定時と比較して)大きく前進した C: (前期実施計画策定時と比較して)前進した D: (前期実施計画策定時と比較して)変わらない又は維持した E: (前期実施計画策定時と比較して)後退した					

No.	施策番号	施策名	外部意見		担当課
10	2-1-2	社会教育の推進	意見	生涯学習と介護予防の取組みの連携を検討していただきたい。	高齢者支援課 生涯学習課
			対応方針	① 対応する 2 検討する 3 対応不可	
			対応事業名	高齢者学級「柏樹学園」開催事業	
			対応内容	生涯学習団体の活動への保健師派遣を通し、健康相談や介護予防の取組みを周知しているほか、保健師による家庭訪問の際に、生涯学習の周知チラシを配布するなど、介護予防とのより一層の連携に努めます。	
11	2-1-2	社会教育の推進	意見	図書館まつり実行委員のなり手不足には、CS、ジモト大学、柏樹学園との連携などの工夫があっても良いのではないか。	生涯学習課
			対応方針	1 対応する 2 検討する ③ 対応不可	
			対応事業名	読書活動推進事業	
			対応内容	実行委員は町内全般に広く公募していますが、実際は図書館に関わる団体・個人が主体です。各種団体との連携は重要ですが、それぞれに指向性や特性があり、広く数を求めるよりも読書振興という共通理解のうえで運営されていくべきと考えます。	
12	2-2-1	地域文化の振興	意見	芽室文芸に子どもの作品があると、作品数が増えて良いのではないか。	生涯学習課
			対応方針	1 対応する ② 検討する 3 対応不可	
			対応事業名	芸術・文化振興事業	
			対応内容	芽室町学校教育振興会により、「町内児童・生徒文集【芽がしわ】」を発行していることから、芽室文芸に子どもの作品を掲載することは、現時点で考えておりませんが、意見として芽室文芸実行委員会等にも確認して参ります。	
13	2-2-1	地域文化の振興	意見	町民文化展に小中学校の授業作品を出展したらどうか。	生涯学習課
			対応方針	1 対応する ② 検討する 3 対応不可	
			対応事業名	芸術鑑賞会等開催事業	
			対応内容	芽室町学校教育振興会により「芽室町内児童・生徒作品展示会」を例年開催しておりますが、町民文化展との関わりについて、上記振興会や文化展実行委員会等と確認して参ります。	
14	2-2-1	地域文化の振興	意見	神社の例大祭で山車に乗る機会もなくなったので、文化継承の機会を検討してほしい。子どもたちが文化にふれる機会が多くなることを期待したい。	生涯学習課
			対応方針	1 対応する ② 検討する 3 対応不可	
			対応事業名	芸術・文化振興事業	
			対応内容	「日本舞踊の会」の解散により、子どもが山車に乗る機会が無くなってしまいましたが、今回の御意見について、例大祭の主催者である芽室神社にお伝えしたところです。子どもたちが多くの文化にふれることができるよう検討して参ります。	

No.	施策番号	施策名	外部意見		担当課
			意見		
15	2-2-2	スポーツしやすい環境づくり	意見	ゲートボールの普及やルール改定を、ジモト大学で検討するのはどうか。	生涯学習課
			対応方針	1 対応する ② 検討する 3 対応不可	
			対応事業名	ゲートボール普及活動事業	
			対応内容	ゲートボール普及の基礎づくりとし、町内児童を対象に体験学習を開催しています。また、初心者等の一部大会では、競技ルールを簡略化し、楽しんで競技を行えるよう取り組んでいます。 生涯にわたり活動できるスポーツとして、あらゆる年代の御意見を参考にしたいと考えているとともに、ジモト大学において、検討してもらうことも予定しております。	
16	2-2-2	スポーツしやすい環境づくり	意見	ゲートボール祭りの開催など、ゲートボールをイベント的に町をあげて行ってほしい。	生涯学習課
			対応方針	1 対応する ② 検討する 3 対応不可	
			対応事業名	ゲートボール普及活動事業	
			対応内容	本町は、日本ゲートボール連合や東京ゲートボール連合等の各関係機関と連携を図り、ゲートボールの灯の再燃を目指し事業に取り組んでいます。 いただきました御意見を参考に、今後もゲートボールの魅力を後世に継続して伝えられるよう取り組んで参ります。	
17	2-2-2	スポーツしやすい環境づくり	意見	部活動の地域移行は、具体的に速やかに進めてほしい。	教育推進課
			対応方針	① 対応する 2 検討する 3 対応不可	
			対応事業名	学校課外活動支援事業(中学校)	
			対応内容	令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行と地域スポーツ環境の一体的な整備に向け、関係団体を交えた準備会を設置し、先進地事例の調査研究や地域移行に向けた課題の抽出、移行方法等について協議を行います。	
18	2-2-2	スポーツしやすい環境づくり	意見	町出身の力士が多いため、柔道の授業の中で相撲の資質を育めないか。	教育推進課
			対応方針	1 対応する ② 検討する 3 対応不可	
			対応事業名	教育課程支援事業(小学校・中学校)	
			対応内容	教育課程編成については、学校裁量となるため、今回いただいた意見を各学校長に伝えます。	

第3章

芽室町教育振興基本計画施策項目及び 成果指標実績

《芽室町教育振興基本計画における位置付け及び達成目標等》

施策目標 1 自ら未来を拓く力を育む教育の推進

施策項目 (1) 確かな学力と社会の変化に対応する力の育成			
成果指標	基準年度(R3)	R04 年度実績	目標年度(R8)
全国学力・学習状況調査において、児童生徒の科目の平均正答率の全国値を 100 とした場合の値	小 6 96.4 中 3 95.2	小 6 96.7 中 3 97.8	100.0 以上
全国学力・学習状況調査において、「学校の授業以外に、普段（月曜日～金曜日）1日どれくらいの時間勉強しますか」という質問に対して、「1時間以上勉強する」と回答した児童生徒の割合	小 6 40.1% 中 3 74.6%	小 6 35.3% 中 3 60.6%	小 6 63.0% 中 3 76.0%
全国学力・学習状況調査において、「授業（算数・数学）の内容がよくわかる」「どちらかといえばわかる」と回答した児童生徒の割合	小 6 84.5% 中 3 63.0%	小 6 80.8% 中 3 71.8%	小 6 85.0% 中 3 75.0%
(新) 全国学力・学習状況調査において、「将来の夢や目標を持っている」「どちらかといえば持っている」と回答した児童生徒の割合	小 6 79.7% 中 3 69.3%	小 6 74.4% 中 3 59.0%	小 6 85.0%(80.3%) 中 3 75.0%(68.6%)

施策目標 1 自ら未来を拓く力を育む教育の推進

施策項目 (2) 規範意識や思いやりの心など豊かな心の育成			
成果指標	基準年度(R3)	R04 年度実績	目標年度(R8)
全国学力・学習状況調査において、「自分には、よいところがある」「どちらかといえばある」と回答した児童生徒の割合	小 6 74.7% 中 3 83.6%	小 6 77.6% 中 3 79.3%	小 6 77.0% 中 3 89.0%(77.0%)
全国学力・学習状況調査において、「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」「どちらかといえばいけないことだと思う」と回答した児童生徒の割合	小 6 99.4% 中 3 96.3%	小 6 96.8% 中 3 96.2%	すべての児童生徒が「いけないことだと思う」と回答することを目指す
(新) 全国学力・学習状況調査において、「道徳の授業では、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいる」「どちらかといえば取り組んでいる」と回答した児童生徒の割合	小 6 84.0% 中 3 94.7%	小 6 64.7% 中 3 91.5%	小 6 89.0%(81.1%) 中 3 100%(86.2%)

施策目標 1 自ら未来を拓く力を育む教育の推進

施策項目 (3) 健やかな体の育成と健康・防災教育の推進			
成果指標	基準年度(R3)	R04 年度実績	目標年度(R8)
全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、体力合計点の全国平均値を 50.0 とした場合の値	小5 男子 47.6	小5 男子 52.2	50.0 以上
	小5 女子 51.5	小5 女子 50.0	
	中2 男子 47.3	中2 男子 49.0	
	中2 女子 46.7	中2 女子 47.4	
全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、体育の授業以外で 1 週間に運動・スポーツの総運動時間が 60 分以上と回答した児童生徒の割合	小5 男子 89.7%	小5 男子 93.7%	小5 男子 92.0%
	小5 女子 88.6%	小5 女子 91.9%	小5 女子 93.0%(86.0%)
	中2 男子 89.8%	中2 男子 83.7%	中2 男子 93.0%
	中2 女子 79.0%	中2 女子 78.7%	中2 女子 83.0%
全国学力・学習状況調査において、「朝食を毎日食べている」と回答した児童生徒の割合	小6 84.0%	小6 75.0%	小6 90.0%
	中3 91.0%	中3 78.7%	中3 95.0%(90.0%)

施策目標 2 多様な学びと質の高い教育を保障する環境の確立

施策項目 (1) 特別なニーズに対応した教育の推進			
成果指標	基準年度(R3)	R04 年度実績	目標年度(R8)
「芽室町個別支援計画」を進学先等への引き継ぎに活用している学校の割合	100%	100%	100%
小・中学校に配置されている教育活動指導助手や支援員の人数	17 人	18 人	適正に配置

施策目標 2 多様な学びと質の高い教育を保障する環境の確立

施策項目 (2) 教育の機会均等などの学びのセーフティネットの構築			
成果指標	基準年度(R3)	R04 年度実績	目標年度(R8)
教育の機会均等などの確保に向けた各種制度の周知徹底	実施	実施	実施

施策目標 2 多様な学びと質の高い教育を保障する環境の確立

施策項目 (3) 安全・安心で質の高い教育環境の整備			
成果指標	基準年度(R3)	R04 年度実績	目標年度(R8)
時間外在校等時間が 1 か月 45 時間以内となる教職員の割合	86.6%	86.8%	100%
学校図書館図書標準の達成率	小 109.7% 中 112.6%	小 110.9% 中 118.2%	100%以上

施策目標 3 持続可能な地域づくりを支える教育の推進

施策項目 (1) 地域とともにある学校づくりの推進			
成果指標	基準年度(R3)	R04 年度実績	目標年度(R8)
(新) 全国学力・学習状況調査において、「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」「どちらかといえば考えることがある」と回答した児童生徒の割合	小 6 46.3% 中 3 40.2%	小 6 41.7% 中 3 37.7%	小 6 53.0% 中 3 44.0%
全国学力・学習状況調査において、「保護者や地域の人々が学校における教育活動や様々な活動によく参加してくれる」「参加してくれる」と回答した学校の割合	100%	100%	100%

施策目標 3 持続可能な地域づくりを支える教育の推進

施策項目 (2) 社会教育の推進と文化・スポーツの振興			
成果指標	基準年度(R3)	R04 年度実績	目標年度(R8)
児童生徒の社会教育事業参加人数	419 人	274 人	1,190 人
芽室町内の体育施設利用者数	124,734 人	171,238 人	180,000 人
文化活動への参加者数	1,172 人	1,369 人	1,400 人

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（関係条文抜すい）

〔昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号〕

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

日程第 1 2

議案第 2 9 号

芽室町奨学金貸付条例施行規則中一部改正の件

芽室町奨学金貸付条例施行規則の一部を改正しようとするものであります。

令和 5 年 1 1 月 2 7 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

芽室町奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

芽室町奨学金貸付条例施行規則（平成29年教委規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号から第9号までを2号ずつ繰り上げる。

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

第1号様式（第2条第1号関係）

奨 学 金 貸 付 申 請 書

本人	ふりがな氏名			連絡先 (電話番号)		
	現住所					
	在学学校	学校名				
		所在地				
入学学校	学校名					
	所在地					
本年度借受希望額						円
本人の履歴	年 月 日 (中学校卒業以上の学歴)	項 目				
	年 月 日	中学校卒業				
	年 月 日	高等学校卒業				
	年 月 日	大学等入学				
	年 月 日	大学等卒業予定				
希望理由	(奨学金を必要としている経済的理由を記入のこと)					
連帯保証人	ふりがな氏名	生年月日	現住所	連絡先 (電話番号)	職業及び勤務先	申請人との関係
<p>芽室町奨学金貸付条例により申請します。 なお、奨学金貸付の認定のため必要がある時は、申請者の世帯構成員及び連帯保証人の「町税納入状況」及び「住民登録」に関して、芽室町教育委員会教育推進課職員が関係部署に照会し、個人情報を開覧し、調査することについて同意します。</p> <p>年 月 日</p> <p>申請者住所 (学生) 氏名 ㊟</p> <p>連帯保証人住所 氏名 ㊟</p> <p>連帯保証人住所 氏名 ㊟</p> <p>芽室町長 あて</p>						

※ 連帯保証人は印鑑証明書と同じ印鑑で押印してください。

第2号様式 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、この規則施行の際、現に学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学、短期大学、専修学校及び各種学校並びに職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に定める北海道内の公共職業能力開発施設（普通職業訓練の普通課程、高等職業訓練の専門課程及び応用課程に限る。）に修学している者については、令和6年4月1日から適用する。

説 明

例年、数件ほど収入（所得）制限を超過し、不認定となる貸付希望者がいるため、選考基準を改正することに伴い、規則を改正しようとするものであります。

芽室町奨学金貸付条例施行規則 新旧対照表

改正案	現行
<p>(貸付の申請) 第2条 奨学金の貸付けを受けようとする者(以下「申請者」といふ)は、長に提出するものとする。 (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 略 (6) 略 (7) 略</p> <p>附 則 (令和5年11月27日教委規則第 号) この規則は、公布の日から施行する。ただし、この規則施行の際、現に学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める大学、短期大学、専修学校及び各種学校並びに職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に定める北海道内の公共職業能力開発施設(普通職業訓練の普通課程、高等職業訓練の専門課程及び応用課程に限る。)に修学している者については、令和6年4月1日から適用する。</p>	<p>(貸付の申請) 第2条 奨学金の貸付けを受けようとする者(以下「申請者」といふ)は、長に提出するものとする。 (1) 略 (2) 家族状況調査書(第2号様式) (3) 略 (4) 略 (5) 世帯の前年度の所得を証明する書類 (6) 略 (7) 略 (8) 略 (9) 略</p>

日程第13

議案第30号

令和5年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の
件（非公開）

令和5年度芽室町一般会計教育費補正予算案に対する意見について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、町長に対し申し出ようとする
ものであります。

令和5年11月27日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

教推第38-4号

令和5年11月27日

芽室町長 手島 旭 様

芽室町教育委員会教育長 程野 仁

令和5年度芽室町一般会計教育費補正予算案について（申出）

このことについて、別添のとおり措置いただきますよう、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条及び芽室町教育委員会事務委任規則に基づき、申し出ます。

（教育推進課教育総務係）

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（関係条文抜すい）

〔昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号〕

（教育委員会の意見聴取）

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分
その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作
成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

○芽室町教育委員会事務委任規則

昭和52年11月16日教委規則第4号

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第1項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるもの以外の事務を教育長に委任する。

- (1) 教育行政の運営に関する一般方針を決定すること。
- (2) 学校その他教育機関の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 1件1,000万円を超える教育財産の取得を町長に申し出ること。
- (4) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について町長に意見を申し出ること。
- (5) 教育委員会規則の制定又は改廃を行うこと。
- (6) 教育長及び課長等の任免を行うこと。
- (7) 学校その他教育施設の敷地の設定及び変更を決定すること。
- (8) 1件1,000万円を超える工事の計画を町長に申し出ること。
- (9) 道費負担教職員の懲戒及び任免その他の進退について内申すること。
- (10) 道費負担教職員の服務監督の一般方針を定めること。
- (11) 前2号に定めるもののほか、人事の一般方針を定めること。
- (12) スポーツ推進委員、社会教育委員その他の附属機関の委員を委嘱すること。
- (13) 校長、教頭、教諭その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
- (14) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱すること。
- (15) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。
- (16) 指定文化財の指定及び解除を行うこと。
- (17) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定による点検及び評価に関すること。

第2条 教育長は、前条の規定にかかわらず、委任された事務について重要かつ異例の事態が生じたときは、これを教育委員会の決定によらなければならない。

第3条 教育長は、第1条の規定により教育長に委任された事務で重要な事項について次の教育委員会の会議にこれを報告し、承認を得なければならない。

追加日程第1

議案第31号

芽室町教育委員会事務局管理職員等任免の件

芽室町教育委員会事務委任規則第1条の規定に基づき、芽室町教育委員会事務局管理職員等の任免を行おうとするものであります。

令和5年11月27日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

令和5年12月1日付け芽室町教育委員会人事異動調書

命(新)	氏名	旧(免)	備考
教育推進課長補佐(教育支援担当) (兼)教育推進係長	清末有二	教育推進課長補佐(教育支援担当)	

命(新)	氏名	旧(免)	備考(町長部局移動先)
芽室町に出向を命ずる	橋本岳	教育推進課教育推進係長	健康福祉課障がい福祉係主査

○芽室町教育委員会事務委任規則

昭和52年11月16日教委規則第4号

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第1項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるもの以外の事務を教育長に委任する。

- (1) 教育行政の運営に関する一般方針を決定すること。
- (2) 学校その他教育機関の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 1件1,000万円を超える教育財産の取得を町長に申し出ること。
- (4) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について町長に意見を申し出ること。
- (5) 教育委員会規則の制定又は改廃を行うこと。
- (6) 教育長及び課長等の任免を行うこと。
- (7) 学校その他教育施設の敷地の設定及び変更を決定すること。
- (8) 1件1,000万円を超える工事の計画を町長に申し出ること。
- (9) 道費負担教職員の懲戒及び任免その他の進退について内申すること。
- (10) 道費負担教職員の服務監督の一般方針を定めること。
- (11) 前2号に定めるもののほか、人事の一般方針を定めること。
- (12) スポーツ推進委員、社会教育委員その他の附属機関の委員を委嘱すること。
- (13) 校長、教頭、教諭その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
- (14) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱すること。
- (15) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。
- (16) 指定文化財の指定及び解除を行うこと。
- (17) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定による点検及び評価に関すること。

第2条 教育長は、前条の規定にかかわらず、委任された事務について重要かつ異例の事態が生じたときは、これを教育委員会の決定によらなければならない。

第3条 教育長は、第1条の規定により教育長に委任された事務で重要な事項について次の教育委員会の会議にこれを報告し、承認を得なければならない。

日程第 1 4

協議案第 1 号

小中学校冬季休業期間における図書館繰上開館の件

小中学校冬季休業期間における図書館繰上開館について、協議願うものであります。

令和 5 年 1 1 月 2 7 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

小中学校冬季休業期間における図書館繰上開館について

令和5年11月27日
生涯学習課

1 目的

冬季休業期間中の小中学校児童生徒の居場所作りと利用促進

2 期間

令和5年12月23日（土）～令和6年1月14日（日）

3 開館時間

午前9時～午後6時（日、月、水、金、土）

午前9時～午後7時（木）

○芽室町図書館設置及び管理条例施行規則

平成元年 3 月 30 日教委規則第 2 号

(開館時間と休館日)

第 3 条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

- (1) 日曜日・月曜日・水曜日・金曜日・土曜日 午前10時から午後6時まで
- (2) 木曜日 午前10時から午後8時まで

2 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

- (1) 火曜日 (火曜日が国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) 第 3 条に規定する休日に当たるときは、その翌日)
- (2) 年末年始 (12月31日から翌年の 1 月 5 日まで)
- (3) 資料整理日 (毎月末日。ただし、当該日が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律第 3 条に規定する休日又は前 2 号に規定する日の場合は、その前日)
- (4) その他館長が必要と認めた場合